

**新たなプレイヤー発掘・支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本市は、都市経営課題である若者の流出や公共施設の維持費増大、都市のスポンジ化等に対応するため、令和2年度に「霧島リノベーションまちづくり推進ガイドライン」を策定し、創業支援と一体となったリノベーションまちづくり推進事業に取り組んでいる。本業務は、若い世代や女性の創業への興味関心を醸成し、民間活力を高めるために、新たなビジネスに挑戦する創業人材を育成するプログラムを開催する。さらに、創業を促進する取組として、若い世代や女性が気軽に創業について相談できる場を創出するとともに、創業した人や創業を目指す人、エリアマネージャーや遊休不動産を所有する人などの交流を促進することにより、情報交換や情報発信を通じて関係者間の連携を強めるネットワークを構築することを目的とする。

本事業の運営に当たり、下記参加資格を有する者から、多彩な発想に基づく企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」の実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 対象業務

- (1) 業務名称 新たなプレイヤー発掘・支援事業業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年2月28日まで
- (4) 提案上限額 4,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格

参加申込書（様式1）提出時において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (3) 霧島市物品購入等に係る指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第38号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

4 契約締結までのスケジュール

	項目	期 日
1	募集要領等の公表	令和4年4月14日(木)
2	質問受付期限	4月26日(火) 正午必着
3	質問への回答	4月27日(水)
4	企画提案書等の提出期限	4月28日(木) 正午必着
5	参加資格審査結果通知	4月28日(木)
6	プレゼンテーション及びヒアリング審査	5月11日(水) (予定)
7	審査結果の通知(市→全参加事業者)	5月13日(金)
8	仕様及び価格等の協議	5月下旬(予定)
9	契約締結	5月下旬(予定)

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

本プロポーザルに参加を希望する者は、次表に掲げる書類を提出すること。なお、提出期限までに必要書類を提出しない者については、当該プロポーザルへの参加を認めない。

書類名	提出部数	注意点
企画提案書の鑑(様式1)	原本1部 副本7部	印鑑は実印を押印すること。
定款の写し	1部	◆但し、市の競争入札参加資格を有する者はこれら4つの書類の提出は不要。 ◆最新の事業年度の納税証明書の写しを提出するものとし、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。
財務諸表(貸借対照表、損益計算書、事業報告書)	1部	
法人事業税の納税証明書の写し	1部	
法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書の写し	1部	
法人の概要書(任意様式)	8部	事業内容、経営実態等をわかりやすく記載すること。
事業実施体制調書(様式2)	8部	◆本業務を担当する管理責任者1人及び予定スタッフ全員について記入すること。 ◆本業務について、アドバイザー等の社外の協力体制がある場合はその内容も含めて記載すること。ただし、調書中の「現在の手持ち業務の状況」については省略可とする。
提案書(任意様式)	8部	「(4) 企画提案を求めるテーマ」参照
参考見積書(任意様式)	8部	◆本業務に必要な経費を算出し、内訳を詳細に記入すること。 ◆提案上限額の範囲内で積算すること。 ※参考見積書記載の見積額をもって、契約額となるものではない。

(2) 提出期限

令和4年4月28日(木)正午まで(必着)

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「新たなプレイヤー発掘・支援事業企画提案書等在中」と朱書きのうえ発送し、発送後は提出先まで電話連絡を行うこと。

(4) 企画提案を求めるテーマ

プログラムの運営に当たり、以下のテーマについて文書で簡潔に記載すること。

<p>【テーマ1】「創業支援プログラムの基本方針」</p> <p>ア 業務全般に対する基本的な考え方</p> <p>イ スケジュール(案)</p> <p> *「自己分析～事業計画～資金調達～起業～起業後の支援」という一連の流れを踏まえたもの</p> <p>ウ 受講生の募集方法、業種、選定についての基本的な考え方</p> <p>エ 受講生の創業段階、ゴール設定の基本的な考え方</p> <p>オ 企業や金融機関、専門職等、関係団体と体制を構築するための工夫</p> <p>【テーマ2】「創業支援プログラムの運営」</p> <p>ア 受講生が起業に向けて活動する際の、相談体制の在り方</p> <p>イ 受講生個人の起業家的能力を高めるための工夫</p> <p>ウ 受講生同士が信頼できるチーム感を醸成するための工夫</p> <p>エ エリアマネージャーや遊休不動産を所有する人との連携を図るための工夫</p> <p>【テーマ3】「創業支援コンシェルジュの運営」</p> <p>ア 市民の幅広い層から、創業予備軍を掘り起こすための工夫</p> <p>イ 若い世代や女性が気軽に創業について相談できる空間づくりの工夫</p> <p>ウ スケジュールや相談体制の在り方</p> <p>【テーマ4】「周知・広報手段」</p> <p>ア 広報についての基本的な考え方</p> <p>イ 多くの市民へプログラムの認知を広げるためのアピールの方法</p> <p>ウ その他、効果的な広報の方法</p> <p>【テーマ5】「自由提案」</p> <p>ア 仕様書「4.業務内容」の(1)～(4)に掲げるもの以外で、有意義な取組</p> <p>イ 創業の魅力・可能性を発揮し更に発展させるための工夫</p>
--

6 質問の受付及び回答

提出書類の作成等に関する質問は、所定の質問書(様式3)の提出により行うこととし、審査に支障をきたす質問や電話又は口頭による質問については受け付けない。

(1) 受付期限 令和4年4月26日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法 質問書(様式3)に記入の上、電子メールで送付すること。メールの件名には、「公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」と明記し、電子メールを送信した後に、提出先まで電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法 市ホームページに掲載する。(公開日:令和4年4月27日(水))

7 審査及び評価

(1) 選定委員会の設置

別紙「優先交渉権者選考審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、市が設置する「新たなプレイヤー発掘・支援事業業務委託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

(2) 審査

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和4年5月11日(水)15時～ 霧島市役所 国分公民館 中研修室

イ 出席者

3人以内とし、主たる説明者は原則として管理責任者とする。

ウ その他

- ◆ プロジェクター、スクリーン及びケーブル(PCとプロジェクターをつなぐもの)、レーザーポインターは事務局において会場に用意する。その他必要な機材(PC等)は、参加者が持参し、機材の設置・操作を行うこと。
- ◆ 公平性を確保するため、応募者は他応募者のプレゼンテーションの傍聴は不可とする。
- ◆ 選定委員会の審査は非公開とする。
- ◆ 開始時刻及びプレゼンテーションの所要時間等の詳細は、参加者あてに電子メールにて通知する。(通知予定日:令和4年4月28日(木))
- ◆ 欠席の場合は、本件審査対象から除外する。

(3) 評価の基準

審査基準のとおり。

(4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様及び価格等を協議の上、市の決定を受けることにより受託者となる。なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記の仕様及び価格等の協議を行う。

8 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (5) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は結果に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、霧島市に帰属する。
- (4) 業務の実施に関しては、本件プロポーザルの内容に関わらず、本市と協議のうえ、行うこととする。

10 問い合わせ先（提出先）

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
霧島市 商工振興課 商工観光政策グループ 浅谷
TEL0995-64-0912（直通） fax0995-64-0958
Email:shou-seisaku@city-kirishima.jp